4　１キログラムを超える人造黒鉛であって、ほう素当量が全重量の1,000,000分の５未満で、かつ、20度の温度における見掛け比重が1.50を超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの
⑴　原子炉用のもの
⑵　原子炉用に用いることができるもの（⑴に該当するものを除く。）
5　放射線を照射した核燃料物質若しくは核原料物質の分離用若しくは再生用に設計した装置又はその部分品若しくは制御装置
6　リチウムの同位元素の分離用の装置又は核燃料物質の成型加工用の装置
7　ウラン若しくはプルトニウムの同位元素の分離用の装置であって、次のいずれかに該当するもの若しくはその附属装置又はこれらの部分品
⑴　ガス拡散法を用いるもの
⑵　遠心分離法を用いるもの
⑶　ノズル分離法を用いるもの
⑷　ボルテックス法を用いるもの
⑸　化学交換法を用いるもの
⑹　レーザー分離法を用いるもの
⑺　プラズマ法を用いるもの
⑻　電磁分離法を用いるもの
8　周波数変換器又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　ガス遠心分離機用の周波数変換器であって、次のア及びイに該当するもの又はその部分品
ア　出力が三相以上のものであって、周波数が600ヘルツ以上のもの
イ　出力周波数をプラスマイナス0.2パーセント未満で制御できるもの
⑵　可変周波数若しくは固定周波数モーター駆動に用いることができる周波数変換器又は周波数発生器であって、次のアからウまでの全てに該当するもの（⑴に該当するもの及び産業機械又は消費財用の周波数変換器であって、当該機械等から取り外した場合には、ハードウェア及びソフトウェアの制限により次のアからウまでのいずれかの特性を満たさなくなるものを除く。）
ア　出力が三相以上のものであって、40ボルトアンペア以上の出力を得ることができるもの
イ　600ヘルツ以上の出力周波数で作動するもの
ウ　出力周波数をプラスマイナス0.2パーセント未満で制御できるもの
⑶　周波数変換器であって、次のア又はイに該当するもの（⑴又は⑵に該当するものを除く。）
ア　次の㋐及び㋑に該当するもの
㋐　40ワット以上の出力を得ることができるもの
㋑　出力が二相以上のものであって、周波数が600ヘルツ超2,000ヘルツ未満の出力を得ることができるもの
イ　周波数が300ヘルツ超600ヘルツ未満の出力を得ることができるもの
9　ニッケルの粉であって、径の平均値が10マイクロメートル未満で、かつ、重量比による純度が99パーセント以上のもの又はこれを用いて製造した多孔質金属
10　重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　重水素若しくは重水素化合物の製造用の装置（濃縮用の装置を含む。）又はその部分品若しくは附属装置
⑵　重水の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であって、次のいずれかに該当するもの（⑴に該当するものを除く。）
ア　棚段塔であって、次の㋐から㋒までの全てに該当するもの
㋐　細粒炭素綱を用いたもの
㋑　２メガパスカル以上の圧力で用いることができるもの
㋒　イに掲げる内部構造物を有するもの
イ　棚段塔の内部構造物であって、次の㋐から㋒までの全てに該当するもの
㋐　断面積が2.54平方メートル以上のものであって、２つ以上の部分に分割されているもの
㋑　気体と液体を向流的に流して接触させるように設計したもの
㋒　硫化水素に対して耐食性のある材料を用いたもの
ウ　低温で用いられる蒸留塔であって、次の㋐から㋓までの全てに該当するもの
㋐　細粒ステンレス綱であって、水素ぜい性のないものを用いたもの
㋑　内径が30センチメートル以上であり、かつ、有効長が４メートル以上のもの
㋒　温度が零下238度以下で用いることができるように設計したもの
㋓　0.5メガパスカル以上５メガパスカル以下の圧力範囲において用いることができるように設計したもの
エ　真空蒸留用の塔に用いることができるように設計した充填物であって、化学的にぬれ性を改善する処理を行った燐青銅製のもののうち、メッシュ状のもの
オ　温度が零下238度以下で用いることができるように設計したターボエキスパンダであって、水素の排出量が１時間につき1,000キログラム以上のもの
カ　カリウムアミドを含む液化アンモニアを循環させることができるポンプであって、次の㋐から㋒までの全てに該当するもの
㋐　気密な構造のもの
㋑　1.5メガパスカル以上60メガパスカル以下の圧力範囲において用いることができるもの
㋒　吐出し量が１時間につき8.5立方メートルを超えるもの
11　三酸化ウラン、六フッ化ウラン、二酸化ウラン、四フッ化ウラン、金属ウラン若しくは四塩化ウランの製造用の装置であって、次のいずれかに該当するもの若しくはその附属装置又はこれらの部分品
⑴　ウラン鉱石を原料とする三酸化ウランの製造用の装置
⑵　三酸化ウラン又は四フッ化ウランを原料とする六フッ化ウランの製造用の装置
⑶　三酸化ウラン又は六フッ化ウランを原料とする二酸化ウランの製造用の装置
⑷　二酸化ウラン又は六フッ化ウランを原料とする四フッ化ウランの製造用の装置
⑸　四フッ化ウランを原料とする金属ウランの製造用の装置
⑹　二酸化ウランを原料とする四塩化ウランの製造用の装置
12　二酸化プルトニウム、しゅう酸プルトニウム、過酸化プルトニウム、三フッ化プルトニウム、四フッ化プルトニウム若しくは金属プルトニウムの製造用の装置若しくはその附属装置又はこれらの部分品
13　ガス遠心分離機の製造に用いられるしごきスピニング加工機又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　しごきスピニング加工機であって、数値制御装置又は電子計算機によって制御することができるもののうち、ローラの数が３以上のもの
⑵　内径が75ミリメートル超400ミリメートル未満の円筒形のローターを成形することができるように設計したマンドレル
14　核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、数値制御を行うことができ、かつ、輪郭制御をすることができる軸数が２以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次の⑴から⑷までのいずれかに該当するもの（⑸に該当するものを除く。）
⑴　旋削をすることができる工作機械であって、次のア及びイに該当するもの（ウに該当するものを除く。）
ア　国際標準化機構が定めた規格（以下「国際規格」という。）ＩＳＯ230／２（1988）で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの
イ　直径が35ミリメートルを超えるものを加工することができるもの